

令和 年 月 日

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易管理課 あて

住所
会社名
作成責任者

事情説明書

1. 事案の経緯（具体的な日付・数量・金額等、引き合いから事案発覚までの経緯が分かる情報を時系列で記載）
2. 事案の起きた原因
3. 事案の概要等（事後審査調査票（別添）を記載）
4. 添付資料
 - ① 組織図
 - ② 輸入の際に使用した書類の写し
（輸入契約書、当該貨物に関する発注・受注書、輸入申告書、輸入許可通知書、インボイス、B/L、Packing List、ワシントン条約に係る貨物の場合はCITES、化学物質等の場合は SDS 等貨物の特性を示す書類 等 実際に提出される書類名を記載してください。）
 - ③ その他
（貨物や書類・情報のフロー図、エビデンス、貨物の写真 等 実際に提出される書類名を記載してください。）

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易管理課 あて

住所
会社名
作成責任者

事情説明書

1. 事案の経緯

(具体的な日付・数量・金額等、引き合いから事案発覚までの経緯が分かる情報を時系列で記載)

平成〇〇年〇〇月〇〇日 最終需要者である□□社の依頼を受け、海外メーカー〇〇社と契約し、化学品△△を輸入する手続を行う。

〇〇月〇〇日 海外メーカー〇〇社が化学品△△を輸出。

〇〇月〇〇日 通関業者が税関へ輸入申告し、同日、許可される。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 □□社に化学品△△を納品。

〇〇月〇〇日 貿易管理課に事情報告。(4. 添付資料の②の書類を持参。)

2. 事案の起きた原因

- (1) 社内の貿易管理体制において、外為法該当品であることを認識できなかった。
- (2) 規制状況についても、最新の関係法令の改正状況の確認を怠ってしまった。

なお、上記社内管理体制及び社内手続きの詳細については以下のとおり。

① 社内管理体制の状況

営業担当が輸入公表に基づき該非判定を実施したが、判定結果を誤り、非該当貨物としてしまった。このため、経済産業大臣の輸入承認を取らずに外為法該当品を輸入してしまった。また、コンプライアンス部門においても、輸入公表は社内には通知していたものの、化学品△△が規制対象となっている最新の輸入公表を通知していなかった。

② 当該輸入に関する社内手続

輸入に係る管理体制を確立していなかったため、各営業担当個人が該非判定を実施していた。

3. 事案の概要等

事後審査調査票(別添)を参照。

4. 添付資料

① 組織図

② 輸入の際に使用した書類の写し

(輸入契約書、当該貨物に関する発注・受注書、輸入申告書、輸入許可通知書、イン

ボイス、B/L、Packing List、ワシントン条約に係る貨物の場合はCITES、化学物質等の場合は SDS 等貨物の特性を示す書類 等 実際に提出される書類名を記載してください。)

③ その他

(貨物や書類・情報のフロー図、エビデンス、貨物の写真 等 実際に提出される書類名を記載してください。)